

○滋賀県リサイクル製品認定申請書の添付資料について

添付資料は申請書（別記様式第1号）と別綴じとし、「滋賀県リサイクル製品認定申請書添付資料一覧表」（同様式付表）を表紙にして、通しの番号を付けて綴じてください。

なお、1～9については必ず添付してください。

※ 添付する試験結果表等については、1年以内のものを添付してください。

※ 試験・検査および証明書の発行等に係る一切の経費は、申請者の負担となります。

※ 同一の原材料を使用した数種類の製品を申請する場合など、添付資料が重複するときは「共通資料」として一部にまとめていただいて結構です。また、会社の位置やパンフレットも1部のみ提出で構いません。

1 当該製品の写真

写真は、製品が明瞭に判別できるものとしてください。

（縦 90mm×横 130mm 程度）

必要により現物サンプルを添付してください。

2 製品説明書等

製品説明書等の製品の用途や特徴がわかる資料を添付してください。

3 当該製品の製造加工フロー図

原材料の入手段階（無償か有償か）も含め、製品の製造工程を具体的に明らかにした図を添付してください。

※ 工程上、やむなく滋賀県外の製造加工場を経由している場合は、フロー図に明記するとともに、県外の製造加工場を経由する（滋賀県外でなければならない）理由を具体的に明記するか、理由書を添付してください。

4 滋賀県リサイクル製品品質基準に適合していることを証する書類

○環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」

8項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素）の溶出試験を原則とし、また試験方法は「JIS K0058-1 スラッグ類の化学物質試験方法第1部：溶出量試験方法」の5. 利用有姿による試験によることとし、計量証明事業者による試験結果書の写しを添付してください。

なお、製品の原材料によっては不要な場合や必要に応じて項目を加えるものがありますので、お問い合わせください。

○土壌と混合する可能性のある粒状または粉状の製品についての土壌汚染対策法第5条に基づく「指定基準のうちの含有量基準」

8項目（カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素）の含有量試験を原則とし、これらに適合していることを証する試験研究機関等による検査データ等を添付してください。

なお、製品の原材料によっては不要な場合や必要に応じて項目を加えるものがありますので、お問い合わせください。

○JIS等の公的な規格の認定等を受けている製品の場合

規格の該当部分の写し、JIS認定書の写し、試験結果書の写し等を添付してください。

また、コンクリート二次製品の場合は、以下の項目の資料を添付してください。

- ・ JIS A5371 または JIS A5372 の該当部分および認定書の写し
- ・ 製品の性能（圧縮強度、曲げ強度等）と試験結果
- ・ 配合表、設計基準強度、スランプ、空気量等がわかる資料
- ・ 配筋図

○その他の品質等に関する基準

その他の品質等の基準に適合していることを証する試験研究機関等による検査データ（使用原材料ごとの成分含有試験結果書等）を添付してください。

また、コンクリート二次製品の場合は、以下の項目の資料を添付してください。

- ・ セメント、混和剤の試験成績表、骨材の試験成績表、化学成分、膨張性、物理的性能（絶対乾密度、吸水率、安定性、粒形判定実積率、微粒分量、すりへり減量）、粒度、粗粒率、アルカリシリカ反応性がわかる試験結果書等
- ・ アルカリシリカ反応抑制対策についてわかる資料（使用骨材の試験結果表の写し等）
- ・ 耐凍害性の確認できる資料（凍結融解試験A法の試験結果表の写し等）

5 製品の品質管理説明書

社内で定めている製品の品質管理のための手法や基準を添付してください。

6 会社案内、パンフレット等

会社の組織、事業内容等がわかる会社案内等を添付してください。

7 製造加工場の付近見取図

道路地図、住宅案内地図写し等に製造加工場の所在を示したものを添付してください。

8 更新申請の場合は前回認定証写し

過去に認定を受けた製品について、更新申請する場合に添付してください。

9 その他審査に必要な資料等

審査にあたって追加資料の提出を求める場合があります。